

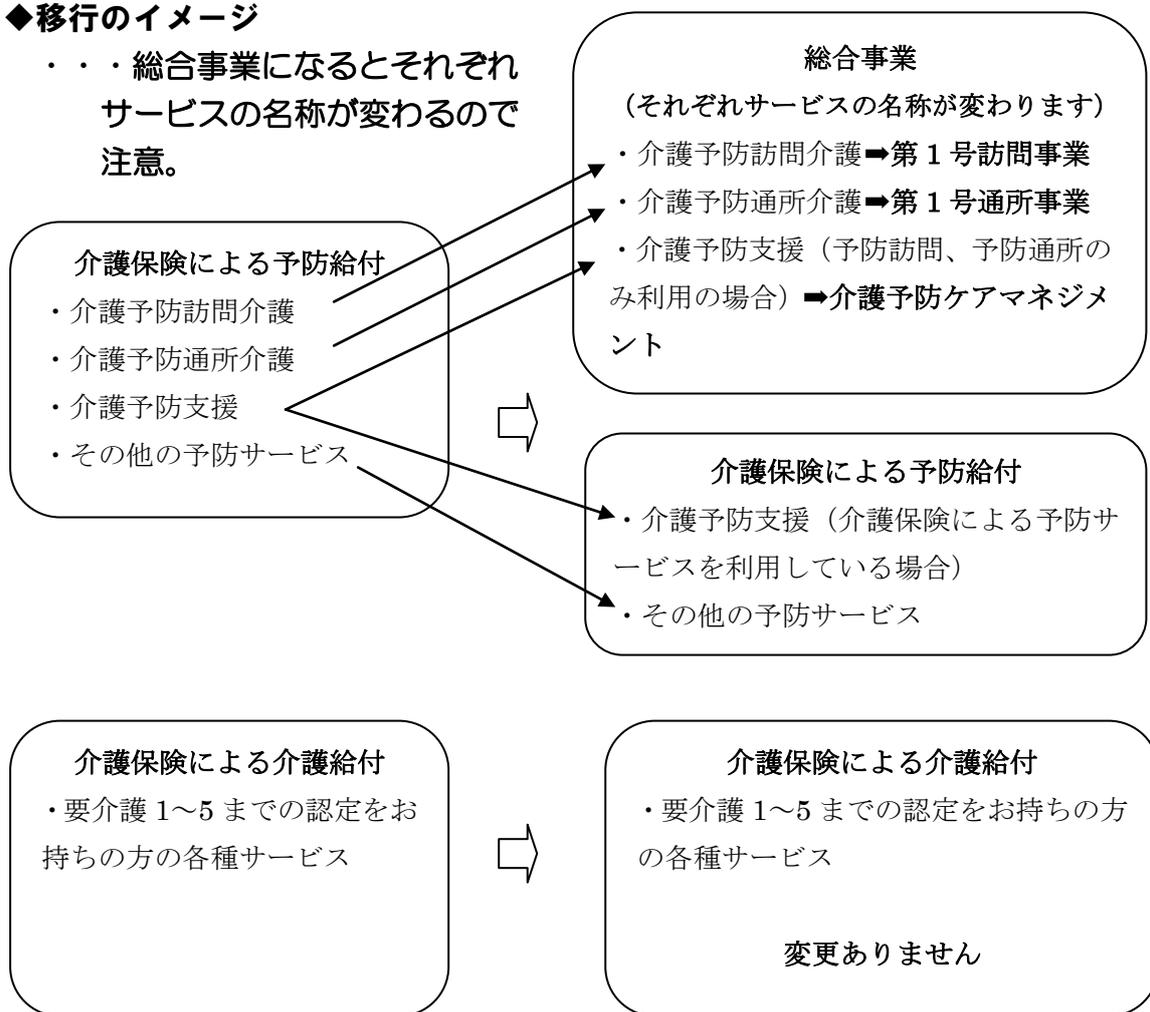
## 介護予防・日常生活支援総合事業の実施について

平成29年2月14日 第2回事業者説明会資料

平成29年4月以降、安芸高田市では、介護保険による予防給付のうち介護予防訪問介護、介護予防通所介護、及び介護予防訪問、介護予防通所以外サービス利用をしていない方の介護予防支援については、それぞれ第1号訪問事業、第1号通所事業、介護予防ケアマネジメントとしてサービスが介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）に移行します。（その他の訪問看護や通所リハビリ、福祉用具貸与や福祉用具の購入、住宅改修、短期入所等については従来通り介護保険による予防給付となります。）

## ◆移行のイメージ

- ・・・総合事業になるとそれぞれサービスの名称が変わるので注意。



## ◆移行の時期について

- ・・・利用者の認定更新時期によって変わります。

移行の時期については、現在要支援1・2の認定を受けている方が平成29年4月以降に更新を迎える時期となっているため、早い方は現在の認定有効期間が平成29年3月31日までの方で総合事業の適用開始は平成29年4月1日から、最

も遅い方で認定有効期間は平成30年2月28日までの有効期間の方で総合事業の適用開始は平成30年3月1日からとなります。

パターン例	H29.3月	4月	5月	6月～2月	H30.3月	H30.4月
利用者Aさん 認定有効期間～3月末 4月から更新で支①	予防給付	訪問・通所のみ総合事業に移行 訪問・通所以外は予防給付				
利用者Bさん 認定有効期間～4月末 5月から更新で支②	予防給付		訪問・通所のみ総合事業に移行 訪問・通所以外は予防給付			
利用者Cさん 認定有効期間～5月末 6月から事業該当者	予防給付			訪問・通所（総合事業）のみ利用可		
利用者Dさん H29.5.1より新規に 要支援1の認定			訪問・通所のみ総合事業で実施 訪問・通所以外は予防給付			

◆認定有効期間満了後に引き続きサービスを受けるためには

- ・・・従来の更新申請以外に「基本チェックリストによる判定」によることもできます。

現在要支援1・2の認定をお持ちの方が、平成29年度以降に引き続いて介護保険のサービスを受けるためには、従前通り介護保険による更新申請を受けることもできますが、これ以外に、基本チェックリスト（別紙1）による判定により支援が必要と認められた方（以下「事業該当者」という。）についても、サービスを受けることができます。

ただし、事業該当者については、総合事業に移行するサービス（従前の介護予防訪問サービス相当、及び介護予防通所サービス相当）のみ利用でき、内容については、要支援1の認定を受けた方と同様の基準となります。

◆平成29年4月以降の新規申請について

- ・・・新規申請については原則「要介護（要支援）認定申請」。

安芸高田市において制度移行当初については、新規の利用希望者は原則として要介護（要支援）認定申請を行っていただくこととします。

これは、要支援または要介護の認定を受けることによって、利用できるサービスの選択肢が広がること、また認定審査の際に提出される主治医意見書によって、医学的配慮を踏まえたケアプランを作成できることが可能となるためです。ただしこれらを踏まえたうえで利用者が基本チェックリストによる判定を望まれた場合にはこの限りではありません。

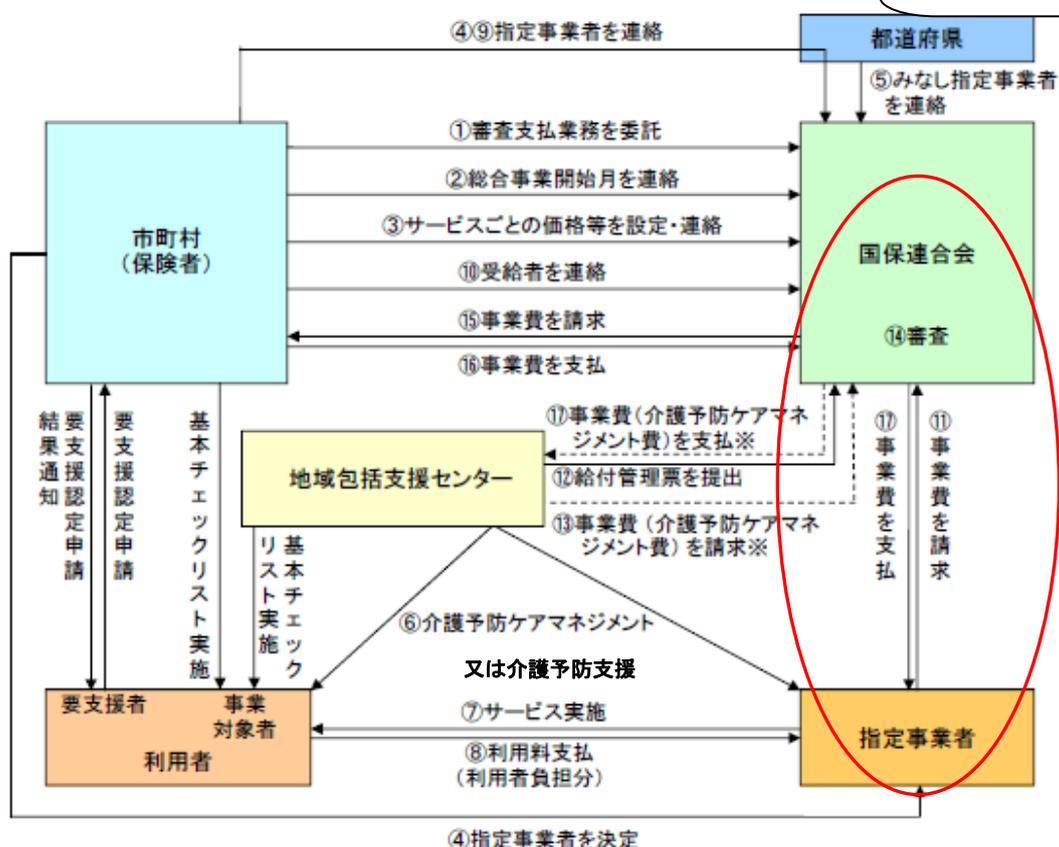
基本チェックリストによる認定は、原則、更新対象者のうちで、総合事業に移行されるサービス（介護予防訪問介護、介護予防通所介護）のみを利用しており、認定期間満了後も利用サービスの変更を希望しない人を対象に行います。

重要！

◆介護給付費の請求について

- ・・・請求方法はこれまで通り国保連合会への請求となります。
- ・・・ただし、請求書と明細書の様式（別紙2）（別紙3）、サービスコードが変わるので注意。
- ・・・様式、サービスコードが変わる時期は利用者によって違います。

（注）4月1日から一律ではありません。



① 介護予防訪問介護サービス（現サービスコード **61**）

移行後

- ・訪問型サービス（みなし）（サービスコード **A1**）

H30.3月提供分まで（新規事業者【H27.4月以降開始者】を除く）

- ・訪問型サービス（独自）（サービスコード **A2**）

H30.4月提供分から（新規事業者は平成29年4月から）

（注）利用者の今の要支援認定有効期間満了まではコード61

サービス種別	対象者	1月あたり単位数 (金額)
訪問型サービス(Ⅰ)	事業対象者・要支援1・2 週1回程度の訪問型サービス が必要とされた者	1,168 単位 (11,680 円)
訪問型サービス(Ⅱ)	事業対象者・要支援1・2 週2回程度の訪問型サービス が必要とされた者	2,335 単位 (23,350 円)
訪問型サービス(Ⅲ)	要支援2 認定者のみ 週2回を超える訪問型サービ スが必要とされた者	3,704 単位 (37,040 円)

② 介護予防通所介護サービス(現サービスコード **65**)



- ・通所型サービス(みなし)(サービスコード **A5**)

H30.3月提供分まで(新規事業者を除く)

- ・通所型サービス(独自)(サービスコード **A6**)

H30.4月提供分から(新規事業者は平成29年4月から)

(注) 利用者の今の要  
支援認定有効期間満  
了までは コード **65**

サービス種別	対象者	1月あたり単位数 (金額)
通所型サービス(1)	事業対象者・要支援1	1,647 単位 (16,470 円)
通所型サービス(2)	要支援2 認定者	3,377 単位 (33,770 円)

※独自基準サービス及び、生活支援サービスについては、現時点では安芸高田市において実施の予定はありません。

※移行の時期は利用者が平成29年度になって初めて要支援1・2の認定有効期間が満了し更新したとき、及び平成29年度になって新規に要支援認定を受けた時です。

#### ◆加算等に係る単位数と適用条件について

- ・・・加算等の適用条件については介護保険予防給付による条件と全く同じです。

報酬単位数、加算、及び算定条件については、「指定介護予防サービスに要する基準（平成18年3月14日 厚生労働省告示127号）」に定める「介護予防訪問介護」並びに「介護予防通所介護」によるものとし、（別紙4）「安芸高田市介護予防・日常生活支援総合事業における指定第1号事業に要する費用の額の算定に関する基準を定める要綱」に記載のとおりです。

#### ◆利用限度額について

- ・・・事業該当者が1か月に利用できる事業は、要支援1の方と同じ5,003単位（50,030円分）です。

要支援認定者及び事業該当者のサービス利用の上限は次のとおりとなります。利用上限まではかかった費用の1割（所得によって2割）の負担でサービス利用できます。上限を超過した場合は、費用の10割負担となります。

利用者の状態	利用上限 (1月あたり)	限度額管理		
		介護保険による予防給付	介護予防・日常生活支援総合事業	
事業対象者	5,003単位 (50,030円)	利用 できない	○	第1号訪問事業・ 第1号通所事業のみ 上限管理。
要支援1	5,003単位 (50,030円)	○	○	介護給付費と一体的に 上限管理する。
要支援2	10,473単位 (104,730円)	○	○	

#### ◆みなし指定について

- ・・・平成27年3月以前に介護予防事業所の指定を受けている事業者は、指定を受けているサービス種別について平成29年度中は「みなし指定」の扱いとなります。

平成27年3月31日において介護予防訪問介護、介護予防通所介護の指定を受けているサービス事業者については、平成27年4月1日において第1号事業の事業者としての指定をみなす（改正法附則第13条）こととされており、その有効期間については、平成30年3月末までとなります。

平成27年4月以降に指定された事業者については当該経過措置の対象となりませんので、平成29年度から総合事業を実施するためには、平成28年度中に総合事業の指定申請が必要となります。

重 要 ！

**◆みなし指定が終了するまでに必要な手続きについて**

- ・・・指定更新の書類は平成29年12月末までを目標に準備をお願いします。

平成30年4月以降事業を実施するためには、みなし期間満了までに利用者の保険者市町ごとに更新の手続きが必要となります。（例えば、当該事業所のサービス利用者に、他の市町村の被保険者がいる場合には、当該市町村にも平成30年4月以降の更新申請を行う必要があります）

みなし指定期間満了に伴って安芸高田市内外の介護予防事業所が一斉に申請を行うことが予想されますので、早めに書類の準備をお願いします。

**◆指定更新に伴う指定手数料について**

- ・・・平成30年3月31日までに指定更新手続きを行った場合、指定手数料は不要です。

このたびの制度改正に伴う指定更新手続きについて、平成30年3月31日までに手続きを完了された場合は、指定更新に係る手数料は不要です。

パターン例	～H27 .3月	～H28 .3月	～H29 .3月	～H30 .3月	H30 4月～	～H36 .3月
介護予防訪問事業A H27.3月以前に指定	介護予防訪問 介護事業所	予防訪問介護は継続指定 第1号訪問事業のみなし指定			第1号訪問事業の指定 (6年間)	
介護予防通所介護B H27.4月以降に指定		予防通所事業所指定		第1号通所 事業指定	第1号通所事業の指定 (6年間)	

みなし指定ではないので  
指定手続きが必要

平成30年4月以降は  
すべての事業所で更新  
の手続きが必要です。

**指定更新書類の準備はお早めをお願いします！（平成29年12月末までに）**

◆契約書、運営規程、重要事項説明書の変更について

・・・サービスの名称が変わるため、記載事項の変更が必要です。

平成 29 年 4 月から平成 30 年 3 月までは、認定有効期間によって「介護予防訪問（または通所）介護」（認定更新前の方へのサービス）と「第 1 号訪問（または通所）事業」（認定更新後の方、または事業該当者へのサービス）の 2 つのサービス利用者が混在することとなります。

現在の契約では、「第 1 号訪問（または通所）事業」のサービスを提供する旨の記載がなされていないため、各利用者の認定有効期間満了までに、利用者に説明の上、これらの名称を併記したものに変更するか、または読み替え規定を明記した確認書や覚書の取り交わしが必要となります。

また、要介護者を対象とする介護サービス利用の契約書等と 1 本で契約をされている事業所につきましても、別々に分ける必要はありませんが、内容については上記のとおり変更してください。

運営規程については、平成 29 年 4 月からは両方のサービス名称を併記したものに変更の上、利用者から見えやすい場所に掲示してください。

なお、これらの名称変更に伴う運営規程の変更の届出について、市に提出する必要はありません。